平成２９年（フ）第７３８３号
東京都渋谷区笹塚３―59―８、商業登記簿上の本店所在地神奈川県横浜市神奈川区栄町６番地１―2210号
破産者　エフ．ビイ．シイ．サービス有限会社
1　決定年月日　平成30年１月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第７４００号
東京都練馬区氷川台３丁目17番９号　Ｇ―102
破産者　有限会社イワマクリエイト
1　決定年月日　平成30年１月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第７４０１号
東京都板橋区桜川２丁目22―12―303
破産者　岩間　秀雄
1　決定年月日　平成30年１月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第７４１１号
東京都千代田区神田神保町２丁目20番３階
破産者　有限会社アド・アイズ
1　決定年月日　平成30年１月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第７４１２号
神奈川県横浜市港北区高田西５丁目３―28―202
破産者　深尾　忠宏
1　決定年月日　平成30年１月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第７５３６号
埼玉県三郷市鷹野４丁目17
破産者　生井真紀子
1　決定年月日　平成30年１月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第７７３６号
東京都葛飾区東四つ木４丁目48―８
破産者　本澤眞由美
1　決定年月日　平成30年１月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第７８１２号
東京都足立区小台２丁目37―19―304
破産者　石黒　裕美
1　決定年月日　平成30年１月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第７８３７号
埼玉県川越市熊野町11―５
破産者　野溝　健太
1　決定年月日　平成30年１月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第７８８１号
東京都渋谷区幡ヶ谷２丁目３―10―101
破産者　岩田恭士郎
1　決定年月日　平成30年１月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第７９１５号
東京都品川区豊町３丁目８―１―１Ｆ、開始決定時の住所東京都港区三田１丁目１―17―701
破産者　手島　一昭
1　決定年月日　平成30年１月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第７９２１号
東京都新宿区下落合４丁目６―11―301
破産者　新井　健志
1　決定年月日　平成30年１月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第７９７８号
東京都江戸川区小松川２丁目６―２―403
破産者　佐藤　香織
1　決定年月日　平成30年１月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第７９９３号
東京都葛飾区奥戸２丁目８―10―910
破産者　伊澤　和雄
1　決定年月日　平成30年１月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第７９９９号
東京都中央区勝どき６丁目３―１―2923
破産者　飯塚久仁久
1　決定年月日　平成30年１月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第８０００号
東京都中央区勝どき６丁目３―１―2923
破産者　飯塚　千代
1　決定年月日　平成30年１月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第８０７７号
東京都大田区西蒲田１丁目20―13―101
破産者　遠藤　祐二
1　決定年月日　平成30年１月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第８１２９号
東京都東村山市本町２丁目24―13―406
破産者　柳原　　薫
1　決定年月日　平成30年１月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第８１３１号
東京都足立区弘道１丁目16―11―101
破産者　菅原　俊明
1　決定年月日　平成30年１月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第８１６０号
埼玉県ふじみ野市新田１丁目６―16
破産者　柴山　慎也
1　決定年月日　平成30年１月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第８１６１号
埼玉県ふじみ野市新田１丁目６―16
破産者　柴山　志津
1　決定年月日　平成30年１月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第８１９１号
東京都品川区平塚２丁目17―３―303
破産者　白木　一造
1　決定年月日　平成30年１月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部